

## 全体の流れ

### ①申込み

開設希望者説明会への参加希望日を専用応募フォーム・電話・Eメールまたは直接来館して申込み



開設希望者説明会に出席

※岐阜市生涯学習センター以外で講座の開設を希望する人は、希望施設にて部屋の仮予約をしてください。



「講座開設計画書」を期日（3月末日）までに岐阜市生涯学習センターへ提出

※提出方法：郵送・Eメール・直接持参。FAXは不可。

### ②講座の開設審査

提出された「講座開設計画書」をもとに、開設の可否について「市民自主講座開設検討委員会」で審査します。審査にあたり詳しい説明や、計画の変更を求める場合があります。

### ③審査結果の通知

審査結果を通知します。（令和7年4月下旬）

### ④受講者の募集

広報ぎふ（7/1号）、講座の案内冊子、岐阜市生涯学習センター及び岐阜市役所のホームページなどで受講者を募集します。

### ⑤開講講師説明会に出席

申込者が10名を超え、開講が決定した講座の講師を対象にした説明会です。各種資料を配付します。

### ⑥講座開始

「講座開設計画書」に沿って講座を運営してください。

### ⑦講座終了後

各回の「講座実施報告書」を、開催後1週間以内に提出してください。  
年度末の「講師報告会」に参加し、講座を振り返り、他の講師と交流し情報を交換してください。  
学習の成果を展覧会や舞台などで積極的に発表しましょう。  
仲間や受講者を募ってサークルとして活動しましょう。

### お問い合わせ先

岐阜市生涯学習センター 生涯学習係（指定管理者：公益財団法人 岐阜市教育文化振興事業団）  
〒500-8521 岐阜市橋本町1-10-23 ハートフルスクエアG内  
TEL (058) 268-1050 FAX (058) 268-1057 E-mail: hsg\_jisyu@ccn.aitai.ne.jp

ハートフルスクエアGホームページ <https://gikyobun.or.jp/heartful/>

# 岐阜市 市民自主講座

岐阜市は、平成8年4月に「生涯学習都市」を宣言しました。この宣言は「市民の皆さんが互いに支え合うあたたかい地域社会と活力に満ちた住み良いまちを、市民の主体的な活動によって実現するために、自ら学び・楽しみ・貢献することで生きがいを持つ」というものです。

この「生涯学習都市宣言」を一層推進するため、市民の皆さんが今までに培ってきた学習や技術、体験を生かした講座を企画・実施し、講師として、受講者としてまちづくりに参画していただくため、市民自主講座を実施しています。

## 講師として活躍してみませんか！

市民自主講座は、市民の皆さんが講師となって講座を企画し、受講者と共に学び創る講座です。これまでに培ってきた学習や経験を生かし、講師としてまちづくりに参加してみませんか。

令和7年度（令和7年9月～令和8年2月）に実施する市民自主講座に、講師として参加を希望する人を対象に、「開設希望者説明会」を開催します。

**条件** 「開設希望者説明会」に参加し、「講師募集要項」の条件を満たす人

**日時** ①～③のいずれか1回に必ず参加してください。遅刻早退はできません。

① 2月28日（金）午後6時30分から8時

② 3月 1日（土）午前10時から11時30分

③ 3月 1日（土）午後2時から3時30分

**会場** 岐阜市生涯学習センター 研修室50  
（JR岐阜駅東エリア）ハートフルスクエアG 2階  
〒500-8521 岐阜市橋本町1-10-23

**申込み・お問い合わせ先** ※ご連絡いただいた個人情報は市民自主講座の運営のためのみに使用し、適正な管理に努めます。

ホームページの応募フォーム・電話・Eメールまたは直接来館し、必要事項（①氏名 ②年代 ③電話番号 ④参加日時）を2月27日（木）までに下記へご連絡ください。

岐阜市生涯学習センター 生涯学習係  
〒500-8521  
岐阜市橋本町1-10-23 ハートフルスクエアG内  
電話：058-268-1050  
Eメール：hsg\_jisyu@ccn.aitai.ne.jp



応募フォーム用 QR コード



Eメール用 QR コード

## 一市民自主講座・講師募集要項一

### 目的

岐阜市は、平成8年4月に「生涯学習都市」を宣言しました。この宣言は「市民の皆さんが、互いに支え合うあたたかい地域社会と活力に満ちた住み良いまちを、市民の主体的な活動によって実現するために、自ら学び・楽しみ・貢献することで生きがいを持つ」というものです。

この「生涯学習都市宣言」を一層推進するために、市民の皆さんが今までに培ってきた学習や技術、体験などを生かした講座を企画・実施し、講師としてまちづくりに参画していただくことを目的としています。

### 運営主体

市民自主講座は、市民の自発的な学習活動を支援するものです。講座の主催者は、講師です。講座における責任を講師が負うこととなります。事故やケガが予想される講座は、受講者の保険加入が必要です。主催者として責任を果たせるように努めてください。

### 応募条件

以下の条件を満たす方とします。

- 【1】 満20歳を超える人
- 【2】 開設希望者説明会に参加できる人（以下のいずれか1回・遅刻早退不可）
  - 2月28日（金） 午後6時30分～8時
  - 3月 1日（土） 午前10時～11時30分、午後2時～3時30分
- 【3】 開講講師説明会に参加できる人（以下のいずれか1回・遅刻早退不可）
  - 8月 8日（金） 午後6時30分～8時
  - 8月10日（日） 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時
- 【4】 市民自主講座の目的・運営を十分に理解し、「講座開設計画書」などの必要書類を期限までに提出できる人

### 講座の内容

皆さんが今まで深めてきた学習、磨いてきた技術、貴重な体験を、講師として受講者に伝えることで、講師と受講者が共に、人生の「生きがい」を見つけ、市民の間に連帯感や絆を生むことをテーマとした講座とします。

ジャンルは、語学・ものづくり・体操・ダンス・料理・音楽・リトミックなどの親子参加など、講師が自由に考案してください。なお、多くの市民が受講し、学習へのより良い第1歩を踏み出すための入門編となる講座が望ましいです。なお、市民自主講座は、生涯学習「長良川大学」講座です。

### 開設できる講座

講師1人あたり1講座です。

「講座開設計画書」の内容をもとに「市民自主講座開設検討委員会」で審査し、講座開設の可否を決定します。

なお、以下の講座は禁止します。

- 【1】 営利を目的とする講座
- 【2】 特定の政治団体の利害に関する講座
- 【3】 特定の宗教を支持、又は特定の教派宗派もしくは教団を支持する講座
- 【4】 特定団体の普及・宣伝・勧誘活動を意図する講座
- 【5】 その他、市民自主講座の目的に合わない講座

※開設が決定した講座であっても、受講者募集中または講座開催中に禁止事項に抵触すると判断した場合は、講座を中止していただく場合があります。

### 講座の期間と回数

令和7年9月1日（月）～令和8年2月28日（土）の期間内に、3～8回のコース講座を計画してください。講座の間隔（月1回、隔週1回など）は、講師の希望を講座開設計画書に明示してください。

### 開設場所

岐阜市生涯学習センター、コミュニティセンター（8館）、公民館（50館）、ドリームシアター岐阜などの岐阜市公共施設に限ります。ただし、青少年会館、市内体育館及び屋外での講座開設はできません。※「開設希望者説明会」後に各施設で部屋の仮予約をしてください。事前の仮予約はできません。

### 講座の定員

10人～30人程度 ※申込者が10人未満の場合は開講できません。

### 施設使用料

徴収した受講料の中から講師が負担してください。

### 受講料など

#### 受講料

講座1回につき1人400円 《例》8回講座の受講料：400円×8回＝3,200円

講座初回時に講師が、全ての回数分の受講料を徴収してください。

#### 材料費

材料費（材料費・教材費・資料代等）が必要な場合は、受講者の実費負担となります。

受講料と一緒に徴収してください。「講座開設計画書」に用途と金額を明示してください。

#### 保険料

子ども対象、体操系、ダンス系や刃物を使用する講座など、事故やケガが予想される講座の講師及び受講者は保険に加入することを義務づけます。「講座開設計画書」に金額及び保険会社・保険の名称などを明示してください。原則として、保険加入に必要な情報は、講師が受講者から収集し、適正に管理してください。

初回から、実技などを含む活動を行う場合は、講座開催前に保険加入を済ませてください。

※途中で講座が中止となった場合、受講料を受講者に返金していただく必要があります。

### 講座実施報告書の提出

各回の講座終了後1週間以内に「実施報告書」を岐阜市生涯学習センター生涯学習係まで提出してください。（FAX・メール・郵送可）

### 講座終了後の活動展開

作品展示や舞台発表の可能な講座は、学習した成果を積極的に発表してください。

また講座終了後に、受講者が継続して学習を希望する場合は、市民のサークル結成に協力してください。

毎年、市民講師を対象とした「市民講師ステップアップ講座」に参加してスキルアップを図ってください。

